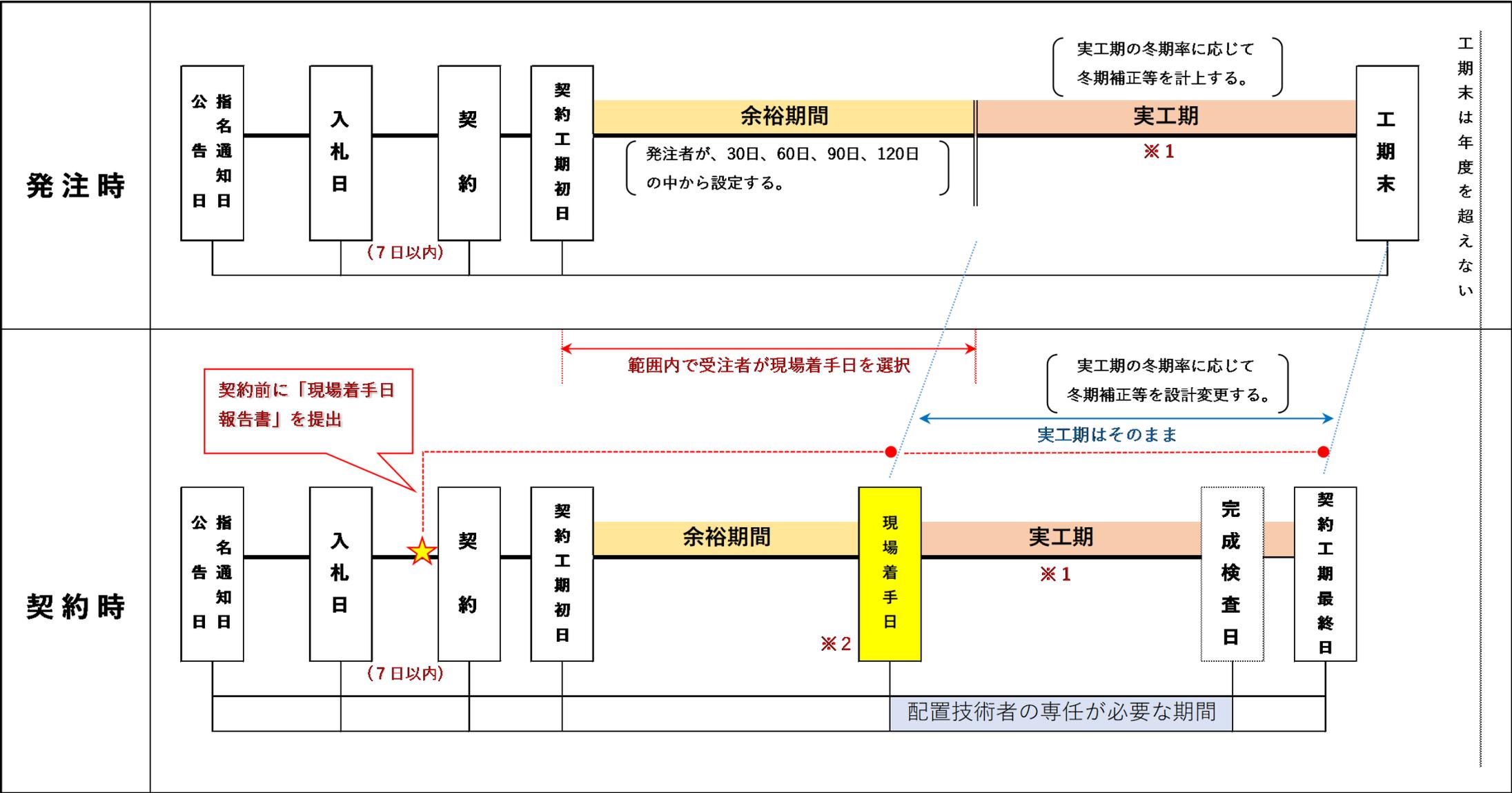


余裕期間制度について

平成9年度から施行されている「フレックス工期制度」を、9月承認の繰越明許や11月承認のゼロ債務負担等にも使いやすいうように、国土交通省や他県を参考に「余裕期間制度」として要領を改定します。

	現行制度	見直し制度
制 度	フレックス工期制度	余裕期間制度
対象工事	災害対応や供用開始が定められている工事を除くすべての土木工事	同左
余裕期間	60日以内	120日以内 ※30日、60日、90日、120日を発注者が指定)
工 期 末	12月末日を超えない	翌年度末日を超えない
冬期補正	割増しは行わない	実工期の冬期率に応じて補正

余裕期間制度の流れ



※1) 標準工事日数または積み上げによる実際の施工に必要な期間（準備及び後片付けの期間を含む）。

※2) 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手する日。